議案第５３号

木祖村営水道条例の一部を改正する条例について

木祖村営水道条例（平成１０年木祖村条例第１４号）の一部を別案のように改正する。

よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村営水道条例の一部を改正する条例案

木祖村営水道条例（平成10年木祖村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

3　しらかば平別荘地の水道料金は、別荘地に係る土地賃貸借契約書に基づき徴収する。ただし、やむを得ない事情により村長が必要と認めたものについては休止することができる。

第30条に次のただし書を加える。

なお、しらかば平別荘地については、1年分をまとめて徴収する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

木祖村営水道条例（平成10年木祖村条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（料金の徴収） 第26条　（略） 2　（略）	（料金の徴収） 第26条　（略） 2　（略） 3　しらかば平別荘地の水道料金は、別荘地に係る土地賃貸借契約書に基づき徴収する。ただし、やむを得ない事情により村長が必要と認めたものについては休止することができる。
（料金の徴収方法） 第30条　村長は、毎月料金を徴収する。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、数ケ月分をまとめて徴収することができる。	（料金の徴収方法） 第30条　村長は、毎月料金を徴収する。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、数ケ月分をまとめて徴収することができる。なお、しらかば平別荘地については1年分をまとめて徴収する。

議案第 53 号説明資料	建設水道課
・木祖村営水道条例の一部を改正する条例について	

1. 改正の趣旨

しらかば平別荘地の水道料金の徴収方法について、別荘地に係る土地賃貸借契約に基づき、一年分を一括して徴収している実態にあわせて、条例に明記することとした。

別荘地の土地賃貸借契約が存続するかぎり水道料金も徴収するしくみですが、やむを得ない事情により特に村長が必要と認めた場合は休止できることも条例に加えた。

2. 施行日

交付の日より施行します。

3. 参考

水道料金表

(1) 専用給水装置

区分	口径及び種別	単位	金額
基本料金	13m／m	(1ケ月につき10m³)	1,870円
	20m／m	〃	2,024円
	25m／m	〃	2,112円
	30m／m	〃	2,222円
	40m／m	〃	2,299円
	50m／m	〃	3,355円
	75m／m	〃	4,785円
超過料金 (1m³につき)	―	11m³から20m³まで	143円
		21m³から40m³まで	165円
		41m³から60m³まで	187円
		61m³以上	209円
しらかば平別荘地	―	(1ケ月)	1,870円

※しらかば平別荘地はメーター器を設置していません。